（厚生労働省組織規則の一部改正）

第三条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～８　（略） ９　精神保健福祉監査官は、命を受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十八条の六及び第四十条の五の規定による報告徴収等の事務並びに同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に関する事務を行う。	（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官） **第六十四条**　（略） ２～８　（略） ９　精神保健福祉監査官は、命を受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十八条の六の規定による報告徴収等の事務及び同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に関する事務を行う。

（厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十二　（略） 十三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第四項、第三十八条の六第一項及び第四十条の五第一項 十四～四十七　（略）	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十二　（略） 十三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第四項及び第三十八条の六第一項 十四～四十七　（略）

第二章　経過措置

第五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の際現に一部改正法第八条の規定（一部改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第三十三条第一項又は第二項の規定により精神科病院に入院している者（以下「施行日時点入院者」という。）については、当該精神科病院の管理者は、令和六年十月以降、一部改正法附則第十二条第一項の規定に基づき、同条第二項の規定に基づいて一部改正法第八条の規定による改正後の法第三十三条第六項の規定の例により引き続き入院させる場合を考慮して、次の表の上欄に掲げる施行日時点入院者が入院した日（以下「入院日」という。）の属する月に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限まで（当該精神科病院の管理者が入院日を把握していない場合にあっては、令和六年十月三十一日まで）に同項から同条第九項までの規定の例による手続を実施するための十分な時間を確保して、同条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。

入院日の属する月	期限
四月又は十月	令和六年十月三十一日
五月又は十一月	令和六年十一月三十日